

原子力規制委員会政策評価懇談会委員の委嘱について（案）

平成 31 年 1 月 23 日
原子力規制委員会

「政策評価懇談会の開催について」（平成 30 年 11 月 28 日委員会決定）（参考）に基づき、別紙の 6 名を原子力規制委員会政策評価懇談会の委員に委嘱する。

原子力規制委員会政策評価懇談会
委員名簿（案）

（五十音順、敬称略）

いづか 飯塚	よしのり 悦功	公益財団法人日本適合性認定協会理事長 東京大学名誉教授
おおや 大屋	たけひろ 雄裕	慶応義塾大学法学部教授
かめい 亀井	ぜんたろう 善太郎	PHP 総研主席研究員 立教大学大学院 21 世紀デザイン研究科特任教授
しろやま 城山	ひであき 英明	東京大学公共政策大学院教授 東京大学大学院法学政治学研究科教授
ふじた 藤田	ゆきこ 由紀子	学習院大学法学部教授
まち 町	あせい 亞聖	フリージャーナリスト

政策評価懇談会の開催について

平成 30 年 11 月 28 日
原子力規制委員会決定

1. 趣旨

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）において、政策評価を行うに当たっては、政策の特性に応じ、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされていることを踏まえ、政策評価及びこれに関連する諸制度の効果的な運用に資するため、「政策評価懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催することとする。

2. 懇談会の役割

懇談会は、原子力規制委員会の政策について審議し助言するとともに、政策評価に関連する諸制度の運用に関し意見を述べるものとする。

3. 懇談会の運営

- (1) 懇談会の委員は、学識経験のある者から、原子力規制委員会委員長が委嘱する。
- (2) 懇談会の委員の委嘱期間は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 懇談会に座長を置き、懇談会の議事運営にあたる。
- (4) 原子力規制委員会委員長及び委員は、必要に応じ、懇談会に出席することができる。
- (5) 懇談会は、懇談会の委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

4. その他

懇談会の事務局（庶務）は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房政策立案参事官において行う。

平成30年度実施政策に関する事後評価の実施計画（案）

平成31年1月23日
原子力規制委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条及び原子力規制委員会政策評価基本計画（平成29年3月22日原子力規制委員会決定）に基づき、平成30年度実施政策に関する事後評価の実施計画を下記のとおり定める。

記

1. 計画期間
2019年（平成31年）4月1日から2020年3月31日までの1年間とする。
2. 計画期間において事後評価の対象とする政策
原子力規制委員会が行う政策のすべてを対象とし、共通の目的を有する施策のまとまりごとに評価を実施する。具体的には、平成30年度原子力規制委員会の政策体系（平成30年3月28日原子力規制委員会決定）（別添）のI～IVを対象とする。
3. 平成30年度実施政策に係る事後評価の実施方法
 - ① 政策の主管課等は、平成30年度実施政策について、平成30年度実施政策に係る事前分析表（平成30年8月29日原子力規制委員会決定）において設定した指標等によって測定を行い、各政策等に係る現状及び課題等の分析を踏まえて事後評価を行う。
 - ② 長官官房総務課は、政策立案参事官の調整の下、原子力規制委員会マネジメント規程（平成26年9月3日原子力規制委員会決定）第7条4項に基づき実施するマネジメントレビューの結果を踏まえ、政策評価書（案）を取りまとめ、政策評価懇談会の意見を求め、原子力規制委員会での審議及び決定を経た後、8月までを目途に政策評価書を公表する。
 - ③ 公表後に原子力規制委員会のメールフォーム等を通じて国民から寄せられた政策評価書に関する意見・要望については、関係する主管課等で適切に活用する。
 - ④ エビデンスに基づく政策立案の推進の観点から、政策立案参事官の調整の下、事後評価の結果は今後の施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCAサイクルを適切に機能させていくことに努める。

以上

平成 30 年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施策目標	PDCA 管理番号
I 原子力規制行政に対する信頼の確保	
1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保	
1.1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保	I.1.1.①
1.2. 外部とのコミュニケーションの充実	I.1.2.①～④
2. 組織体制及び運営の継続的改善	
2.1. マネジメントシステムの本格的な運用	I.2.1.①
2.2. IRRS において明らかになった課題への対応	I.2.2.①
2.3. その他の組織体制及び運営の改善	I.2.3.①～⑥
3. 国際社会との連携	
3.1. 国際社会との連携	I.3.1.①②
4. 法的支援、訴訟事務への着実な対応	
4.1. 法的支援・訴訟事務への着実な対応	I.4.1.①②
5. その他	
	I.5.
II 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施	
(原子炉等規制法関係)	
1. 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善	
1.1. 規制制度や運用の継続的改善	II.1.1.①～②
2. 原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施	
2.1. 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の実施	II.2.1.①
2.2. 実用発電用原子炉に係る保安検査等の実施	II.2.2.①
2.3. 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査の実施	II.2.3.①
2.4. 核燃料施設等に係る保安検査等の実施	II.2.4.①
2.5. 原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認	II.2.5.①
2.6. 実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査等の実施	II.2.6.①②
2.7. 火山活動のモニタリングに係る検討	II.2.7.①②
2.8. 震源を特定せず策定する地震動に関する検討	II.2.8.①
2.9. もんじゅの廃炉に向けた取組の監視等	II.2.9.①
2.10. 東海再処理施設の廃止措置に向けた取組の監視等	II.2.10.①
2.11. 審査結果等の丁寧な説明	II.2.11.①
2.12. 安全性向上評価に関するガイドの整備と制度の適切な実施	II.2.12.①
3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携	
3.1. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携	II.3.1.①
(放射線障害防止法関係)	
4. 放射線障害防止法に係る規制制度の継続的改善	
4.1. 放射線障害防止法に係る制度整備	II.4.1.①
5. 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施	
5.1. 放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査	II.5.1.①
6. その他	
	II.6.

施策目標	PDCA 管理番号
Ⅲ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等	
1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視	
1.1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視	Ⅲ.1.1.①
2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析	
2.1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析	Ⅲ.2.1.①②
3. 放射線モニタリングの実施	
3.1. 放射線モニタリングの実施	Ⅲ.3.1.①
4. その他	
	Ⅲ.4.
Ⅳ 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築	
1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善	
1.1. 規制基準の継続的改善	Ⅳ.1.1.①②
1.2. 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討	Ⅳ.1.2.①
2. 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積	
2.1. 安全研究の推進	Ⅳ.2.1.①～③
2.2. 国内外のトラブル情報の収集・分析	Ⅳ.2.2.①②
3. 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立	
3.1. 人材の確保	Ⅳ.3.1.①～③
(人材の育成)	
3.2. 研修体系の整備	Ⅳ.3.2.①
3.3. 力量管理	Ⅳ.3.3.①
3.4. 知識管理	Ⅳ.3.4.①
4. その他	
	Ⅳ.4.
Ⅴ 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施	
1. 核セキュリティ対策の強化	
1.1. 核セキュリティ上の課題への対応	Ⅴ.1.1.①～③
1.2. 核物質防護検査等の実施	Ⅴ.1.2.①②
2. 保障措置の着実な実施	
2.1. 保障措置の着実な実施	Ⅴ.2.1.①～⑤
3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携	
3.1. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携	Ⅴ.3.1.①
4. その他	
	Ⅴ.4.
Ⅵ 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化	
1. 放射線防護対策の充実	
1.1. 放射線審議会の調査審議	Ⅵ.1.1.①
1.2. 原子力災害対策指針の継続的改善	Ⅵ.1.2.①
1.3. 放射線防護に係わる安全研究の推進	Ⅵ.1.3.①
1.4. 放射線モニタリングの充実	Ⅵ.1.4.①～⑤
2. 危機管理体制の充実・強化	
2.1. 緊急時対応能力の強化	Ⅵ.2.1.①～③
2.2. 原子力事業者防災の強化	Ⅵ.2.2.①②
2.3. 危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化	Ⅵ.2.3.①
3. その他	
	Ⅵ.3.

※1. 「その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

※2. 政策評価実施単位は、Ⅰ～Ⅵとする。